

お知らせ

給与所得者の年末調整

岐阜南税務署

給与所得者は、通常、その年の最後の給料または賞与が支払われる際に、所得税の精算「年末調整」が行われるため、大部分の方は確定申告をする必要がありません。

「年末調整」では次のような控除が受けられますので、必要な申告書を勤務先に提出して、これらの控除を正しく受けてください。

●主な控除と必要書類

各種控除	勤務先への提出書類
配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除など	扶養控除等(異動)申告書
生命保険料控除	保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書
地震保険料控除	
社会保険料控除	
配偶者特別控除	
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除申告書

申告内容に誤りがあると、所得税や住民税が追加徴収される場合があります。申告書に記載した内容に誤りがあると気付いたら、速やかに勤務先に申し出て、年末調整の再調整を受けてください。

【問合先】岐阜南税務署 ☎271-7111

税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)

皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、国税庁(税務署)ではさまざまな行事を実施します。

詳しくは、ホームページ(「国税庁」で検索)をご覧ください。

また、「税を考える週間」の特集ページを開設し、動画で国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」など、税に関する情報が満載です。

【問合先】岐阜南税務署 ☎271-7111

お知らせ

主婦と税(パートと税)

税務課

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下で他に所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって算定されますが、最高額は38万円です。

この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得額が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超えると受けることができません。

【問合先】税務課

お知らせ

地方税の電子申告(eLTAX)

税務課

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

笠松町では、個人町民税の給与支払報告書の提出、法人町民税の申告書の提出、固定資産税償却資産申告書の提出に利用できます。

手続きは自宅やオフィスから利用でき、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。

詳しくは、ホームページ(「eLTAX」で検索)をご覧ください。

【問合先】eLTAXヘルプデスク

☎0570-081459

自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ●〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会
地域密着型
小規模特別養護老人ホーム

銀の郷

岐阜県羽島郡笠松町美笠通③丁目8-1
TEL058-388-2150

入居者様募集中!